



令和2年5月8日

報道関係各位

新型コロナウイルス感染症対策のための補正予算を専決処分しました

新型コロナウイルス感染症対策を速やかに実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、5月1日に補正予算を専決処分しました。

■一般会計補正予算（第1号）

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業（6,354万6千円：子ども育成課）
児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人につき1万円を臨時に給付する。対象児童は6,050人、支給開始日は6月30日(火)を予定
- (2) 子育て世代包括支援センター事業（610万1千円：健康課）
妊婦一人当たり、妊婦健康診査受診の際の移動に利用できるタクシーギフト券を3千円分、感染防止のために必要な物品等を購入するための商品券を7千円分、合計1万円分を配布する。対象者は600人
- (3) 特別定額給付金給付事業（57億9,990万5千円：シティセールス推進課）
基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている市民（57,340人、30,321世帯）に対し、一人につき10万円を給付する。
- (4) 小中学校 ICT 推進事業（小学校226万4千円、中学校97万円：教育指導課）
小中学校が保有するタブレット型パソコン400台を、家庭学習で使えるようにするための設定費用
- (5) 学校給食会計補助金（305万4千円：教育支援課）
小中学校休業に伴う食材キャンセル費用等に係る学校給食会計への補助金
- (6) 指定管理者休業等補償金
（市民会館311万5千円：公民館、地域体育館153万1千円：スポーツ推進課）
「新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用方針」に基づく、2月26日～3月31日までの市民会館および地域体育館の休業等に係る指定管理者への補償金

■国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- ・傷病手当金（280万円：保険年金課）
新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金を支給する。

【問合せ】財政課 Tel042-551-1534